

民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を求める請願

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

〔請願趣旨〕

別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられる人が多数存在し、別姓実現を裁判に訴えている人々もいます。氏名権は個人の権利であり、男女平等と基本的人権を掲げた憲法にもとづく社会制度の確立のため、選択的夫婦別姓を認める法整備が必要です。

女性16歳・男性18歳という婚姻最低年齢の差異をなくして18歳に統一すること、女性のみ適用される再婚禁止期間の廃止、すべての婚外子差別の廃止、離婚後300日以内の出生子を前夫の子と推定する規定の改定も緊急の課題です。

婚外子相続差別については、最高裁による違憲決定を受けて、2013年12月に民法の婚外子相続差別が廃止されました。出生届に婚姻による子どもかどうかの記載を義務付ける戸籍法も当然改正されなければなりません。1996年に法制審議会が法律案要綱を答申したすべての差別的規定について、直ちに法改正が必要です。

国連女性差別撤廃委員会は2009年、民法及び戸籍法におけるこれらの差別的規定を具体的に指摘し、「世論調査の結果のみに依存するのではなく、本条約の規定に沿って国内法を整備すること」を強く要請しました。同委員会は、この勧告に関する日本政府の二度の追加報告を審査し、「勧告不履行」と厳しい評価を下しました。

女性差別撤廃委員会のみならず国際自由権規約委員会や国連子どもの権利委員会、国連人権理事会も、民法・戸籍法の差別的規定の廃止を勧告しており、日本政府は自ら加入する国際人権条約実施の意思を問われているといえます。

以上の理由により、民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正の早急な実現を求めます。

〔請願事項〕 民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を行うこと

住 所

団体名

代表者署名
(直筆で)